

観点7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能していること。

大学の目的を達成するための管理運営組織として学校法人に理事会、評議員会及び総務委員会を置いている。また学校法人の管理運営は「学校法人天満学園 寄附行為」(以下、「寄付行為」という)に則って行っている。「寄附行為」では、理事会並びに評議員会の運営と監事の職務等を明確に規定し、学校法人として適正で円滑な業務運営を図るための方針を明記している。

理事会は、本学校法人の管理運営の最高決議機関であり、寄附行為第15条に明記している。役員構成は7人、監事2人をもって組織され、1号理事(太成学院大学学長)1人、2号理事(太成学院大学歯科衛生専門学校校長)1人、3号理事(太成学院大学高等学校校長)1人、4号理事(評議員のうちから評議員会において選任した者)2人、5号理事(学識経験者のうち理事会において選任した者)2人の計7人となっている。

平成25(2013)年度は、理事会を5回開催し、「寄附行為」の定めにより、予算、決算をはじめとして、法人規程の改正及び設置する学校における規程の整備、改正等、重要事項について審議決議を行った。

法人の業務及び財産を監査する2人の監事は、外部の要職にありながら、5回開催した理事会に出席しており、「私立学校法」第37条及び「寄附行為」第7条の定めにより、法人の業務及び財産の状況について適切な指導助言を行い、毎会計年度監査報告書を作成し、会計基準に基づき当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出しており、平成25(2013)年度も業務及び財産の状況は適正であるとの報告を行っている。

評議員会は、本学校法人の理事会に対する諮問機関であり、寄附行為第18条に明記している。役員構成は評議員15人をもって組織され、評議員の選任については、法人の職員で理事会において推薦され、評議員会で選任される評議員3人、本学卒業生で理事会において選任される評議員2人、学識経験者で理事会で選任される評議員6人、

および本法人理事兼職評議員 4 人となっている。

15 人の評議員をもって組織する評議員会は平成 25(2013)年度は 6 回開催され、補正を含む予算、借入金、事業計画等の「寄附行為」第 22 条に記載された諮問事項に関する意見聴取のほか、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えている。

総務委員会は、学園の業務の円滑な運営を図るために理事会をサポートする組織であり理事長、学園企画室長、各部門責任者等で構成する。総務委員会は「学校法人天満学園総務委員会規程」に則り、理事会開催の約 3 週間前に定期的で開催し、主に理事会へ上程する人事関連事項の議題整理を行う。

大学の管理運営に関する最高審議機関は「教授会」であり、そこでは学長候補者選考時における委員会の委員の選出や、学部長、学生主事ならびに教務主事およびメディアセンター長の選出候補者が審議される。

教授会は各学部ごとで開催され、学部の教育研究に関する重要事項が審議される。教授会は学則に定められているが、それ以外にも学則は各種委員会の設置を規定しており、それぞれの委員会規程に基づいて大学の管理運営を分掌している。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事長は寄附行為第 5 条第 2 項に基づき、理事の互選により選任される。役員(理事及び監事)は寄附行為第 6 条(理事)および第 7 条(監事)の規定に基づき選任される。監事は理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。評議員については、寄附行為第 19 条の規定に基づき、理事会において選任される。また、役員の任期や役員の解任・退任及び役員の補充についても、「寄附行為」(第 11 条)、(第 13 条)、(第 12 条)に明記している。

以下に役員、評議員の選任に関する寄附行為の条項を抜粋する。

(役員)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以上 9 人以内
- (2) 監事 2 人

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 6 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 太成学院大学学長
- (2) 太成学院大学歯科衛生専門学校校長
- (3) 太成学院大学高等学校校長
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人または 3 人

- (5) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人または3人
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、学長、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 太成学院大学学長が太成学院大学歯科衛生専門学校校長を兼務する場合第5条第1項第1号の理事の定数から兼務する数、すなわち1を減ずるものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学校(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ)または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

- 第11条 役員(第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により理事となる者を除く、この条中以下同じ。)の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の選任)

- 第19条 評議員は次の各号に掲げる者とする。
- (1) この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。)のうちから、理事会において選任した者 3人または4人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人または3人
- (3) 本法人理事 4人または5人
- (4) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 6人または7人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任の選任されるまではなお、その職務を行う。

(2) 7-1の自己評価

大学の目的を達成するための管理体制については、寄附行為及び関連規程の規定に則

り整備され、理事会及び評議員会においては年5回の定例会の開催、総務委員会においては理事会前に開催し、大学運営に係る意思決定を司る機関として、適切に機能を果たしている。また、理事会を構成する、理事一人ひとりが学園の運営に責任をもって参画し、機動的でゆるぎない意志決定を行うため、理事会議事録の作成に際して、委任状による出席者を含むすべての理事に決議事項承認のうえ、署名・捺印をもとめている。

また監事も理事会、評議員会への出席率は高く、定期的に業務及び財産の状況について監査及び指導助言を行なっており、公認会計士との意見交換の場を設けるなどその職責を十分に果たしている。

役員、評議員の就任についても寄附行為の規定に則り選任されており、適切な運営がなされている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

学園全体の業務に関する意思決定機関である理事会は、つねに適切な審議・決定を行い、本学は決議事項に対し、主体的、機動的に実施、具現化していかなければならないことを鑑みた場合、現状では、いずれも支障なく運営されているが、近年、特に教育機関を取り巻く社会情勢が急激に変化するなかで、今後も、建学の精神に則った教育理念と教育水準を維持しながら、常にその管理運営体制を見直し、主体的、機動的、組織的に教育活動を行い、改善するための議論を理事会等で継続していく。

《7-2の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

管理部門である法人組織と学長が総理する教学部門の双方が適切に連携することが、私立大学運営にとって非常に重要な意味を持っている。

管理部門である理事会は、法人及び学園が設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、法人の財産や事業計画並びに、財務計画及び人事計画等について審議決定し、学校法人としての業務を決定している。

教学部門の審議機関である大学運営会議、教授会は主として学則及び大学の諸規程、教育課程、学生の単位認定、学生の身分や生活指導のほか教育職員任用の委員会に関する事項等について審議している。

また、教学部門の最高責任者である学長は、「寄附行為」により理事会の構成員として規定されているため、管理部門と教学部門の橋渡しの役割を担っており、理事会での決定事項や経営方針は運営会議や教授会にて適宜、伝達・報告を行い、管理部門である理事会と教学部門の連携を図っている。

なお、学長は理事会の場で教授会の意思を十分に伝達することで、各理事は現状を把握し、分析、意見交換を行うことで、連携と調整を図っている。

(2) 7-2の自己評価

教学部門の責任者として学長は、理事会において教授会の意思を的確に伝えており、理事会も教授会と協力しながら審議を行うことにより、管理部門である理事会と教学部門の連携を十分に図っている。

定期的に行われている運営会議や教授会の場で、学長が大学の経営方針や教育方針について説明する機会を持つことにより、従前にも増して情報の共有を図っている。理事会決定事項も、運営会議や教授会で報告、周知しており、管理部門と教学部門の連携を適切に図っている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門の連携は適切かつ円滑に図られており、今後も引き続き良好な状態を継続していく。

管理部門と教学部門との間において学長はその要の位置に居ることを、大学のすべての構成員は認識することが大切である。

法人としての経営方針や理事会決定事項については引き続き教学面の意思・情報交換を十分に行いながら、連携と調整を図りつつ今後も継続的に行う。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

自己点検・評価に関しては『規程集』「大学固有規程、教授会・委員会関係」領域の(N048)「太成学院大学 自己点検・評価に関する規程」にあるように「自己点検・評価運営委員会」及び「自己点検・評価実施委員会」を設置したが、FDやSDは実質的に学部別に機能している「教科分科会」や「大学運営会議」、「教授会」で行なっている。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

前年度の自己点検・評価活動の結果をそれぞれ月2回開催される「大学運営会議」並びに「教授会」に提案し審議して反映させることができている。多くの事項を実行に移しているが、例えば、より教育方針を明確にするため、平成22(2010)年5月には「学長・学部長会議」を発足させ、そこで新しく生まれたプロジェクトチームの構想で、改善や現状分析がより組織的に行われるようになった。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

「学生による授業評価(授業アンケート)」の実施は平成16(2004)年度から実施している。平成20(2008)年度からは「教育改善プラン報告書」による教員各自の授業への総合的な自己点検・評価として実施している。なお年度別の大学自己点検・評価報告書についても、なかなか報告書作成までは至らなかったが、平成20(2008)年度分から作成することができたので、ホームページ上で公開するようにしている。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価は実質的には、学部ごとに機能している「教科分科会」で行なっている。その結果を「大学運営会議」や「教授会」に提案し審議して反映させることができている。大学自己点検・評価報告書も作成し、公表した。また、平成20(2008)年度から始めた「教育改善プラン報告書」に、教員各自が授業への具体的な改善・取り組みや抱負を記しており、アンケートの結果も含めて総合的な自己点検・評価が行われていると評価できる。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

上述のごとく、今後も大学自己点検・評価報告書を学内外へ公表するが、それに加えて、教員各自の授業への総合的な自己点検・評価書ともいえる「教育改善プラン報告書」も学内に公表することにした。

[観点7の自己評価]

大学の目的を達成するための管理体制については、学則及び関連規程の規定に則り整備され、適切に機能を果たしている。理事会決定事項も、運営会議や教授会で報告、周知している。すなわち、教学部門の責任者として学長は、理事会において教授会の意思を的確に伝えており、理事会も教授会と協力しながら審議を行うことにより、管理部門である理事会と教学部門の連携が十分に行われていることは評価できる。

そして、教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、大学自己点検・評価報告書も作成し、公表している。なお、「教育改善プラン報告書」には、授業のアンケートの結果も含めて、教員各自の総合的な自己点検・評価が行われていると評価できる。

[観点7の改善・向上方策(将来計画)]

今後も、常に管理運営体制を見直し、改善するための議論を理事会等で継続していく。その上で、教育活動の内容を、主体的、組織的に検討し改善を行い、建学の精神に則った教育理念と教育水準の維持をより一層図る。なお、法人としての経営方針や理事会決定事項を、一方的な伝達に終わらせないよう、情報の共有化・教学面の組織的運営を図ることで管理面と教学面の円滑な連携を継続的に行う。